

令和 3 年度

小牧市放課後子ども総合プラン
事業実施報告書（案）

令和 4 年 3 月

小牧市放課後子ども総合プラン運営委員会

1. 令和3年度事業について

(1) 合同の体験活動の実施状況

小牧小学校

実施日	参加人数		実施内容	実施場所
	放課後 子ども 教室	児童 クラブ		
7/15	19	11	折り紙（3～6年生）	第1多目的室
10/19	11	20	折り紙（2年生）	第1多目的室
10/28	21	10	読み聞かせ（3～6年生）	1年ワークスペース
11/25	29	35	音楽鑑賞（2～6年生）	体育館
1/18	12	15	読み聞かせ（2年生）	第1多目的室

※ 小牧小学校は、放課後子ども教室の活動日を2年生が火曜日、3～6年生が木曜日と分けており、合同の体験活動も同様に曜日が分かれています。

光ヶ丘小学校

実施日	参加人数		実施内容	実施場所
	放課後 子ども 教室	児童 クラブ		
10/14	24	20	レクリエーション	多目的室
11/4	20	18	音楽鑑賞	体育館
1/20	21	19	茶道	多目的室
3/3			読み聞かせ	

※ 6月17日に予定していた合同の体験活動は、新型コロナウイルス感染症対策として中止した。

(2) 関係者アンケート

- ・ 10月、11月に、児童、保護者、従事者に対して放課後子ども総合プラン（合同の体験活動）に関するアンケートを実施した。

アンケート回収数

学校名	児童		保護者	従事者	
	放課後子ども教室	児童クラブ		放課後子ども教室	児童クラブ
小牧小学校	13[2年生] 20[3~6年生]	18[2年生] 10[3~6年生]	45	12	13
光ヶ丘小学校	20	18	28	6	6

(3) 放課後子ども総合プランの周知・広報

- ① 市ホームページに掲載
- ② 利用登録児童の保護者あてに案内資料を郵送
 - ・ 児童クラブ利用児童 令和3年3月中旬
 - ・ 放課後子ども教室利用児童 令和3年5月頃
- ③ 学校運営協議会での活動報告
 - ・ 小牧小学校 令和3年11月
 - ・ 光ヶ丘小学校 令和3年10月

(4) 放課後子ども総合プランを推進するための活動

実施日	参加人数		内容	実施場所
	放課後子ども教室	児童クラブ		
6/28	8	10	放課後子ども教室・児童クラブ従事者の情報交換会（小牧、光ヶ丘小学校を除く14校）	東部市民センター
6/29	6	8		北里市民センター
6/30	9	10		味岡市民センター
10/15	6	26	放課後子ども総合プランコーディネーター等研修会及び指導者等研修会（愛知県主催）	小牧市役所本庁舎 (オンライン研修)
11/17	2	1		
11/25	9	23		

2. 令和3年度事業に対する評価

(1) 小牧市放課後子ども総合プランの姿に対する実施状況

① 基本的な考え方

現在の放課後子ども教室の活動日の一部を児童クラブと合同で体験活動を行う日とし、かつ年に1回程度、本格的な体験活動を放課後子ども総合プランに参加する児童に提供することで、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる環境を整備する。

⇒ 合同の体験活動は、計画段階で放課後子ども教室と児童クラブの従事者が協議を行い、内容を決定した。折り紙、読み聞かせ、レクリエーションなど、多様な体験活動を実施した。両校とも、11月に本格的な体験活動として音楽鑑賞を実施した。

② 従事者

放課後子ども総合プランの着実な実施のためには、関係機関との調整、及び各地区からの様々な相談に応じ、的確に助言を行うコーディネーター的な人材を市に配置することが不可欠と考える。

⇒ 令和3年度より、市に1名、放課後子ども総合プランコーディネーターを配置した。

③ 活動場所

原則として、現在の児童クラブ、放課後子ども教室の活動場所にて実施するが、不足する場合は事前に学校と協議のうえ、場所を借用する。

なお、場所の選定にあたっては、児童の動線や学校との施設管理上の分担についても協議が行われるべきである。

⇒ 学校と事前協議のうえ、多目的室や体育館など、広さがある場所を借用した。下校後の動線は、関係者で協議を行い決定した。

④ 費用

児童クラブを主として利用する児童については、令和3年度から実施される保護者負担金見直し後の金額とする。

放課後子ども教室を主として利用する児童については、現在と同様、傷害保険料として年額800円、材料費として実費相当額を徴収する。

なお、合同の体験活動に必要な消耗品費等については、当面の間、実費徴収ではなく市費負担とする。

⇒ 令和3年度の費用徴収は上記の考え方のとおり実施した。

⑤ 利用定員

放課後子ども教室の受入可能定員を考慮し、受入上限人数を決定する。なお、活動内容によっては多人数で実施できる内容（主に鑑賞）もあるため、活動内容毎で決定する。

⇒ 活動内容、場所に応じて参加人数を決定したが、児童クラブは合同の体験活動の場所が普段の児童クラブの活動場所と異なることで活動時間中に迎えがある児童は参加させることができなかった。

⑥ モデル事業について

導入検討委員会での検討において、放課後子ども教室の従事者不足等、放課後子ども総合プラン実施における課題が複数挙げられている。市内全域での一斉導入は困難であると考えられるため、令和3年度はモデル校でモデル事業を実施し、その評価・検証を踏まえて令和4年度以降の事業計画を検討すべきと考える。

⇒ 令和3年度のモデル事業に対して評価・検証を行い、その内容に沿って令和4年度の事業を計画する。

(2) アンケート結果の総括

① アンケートを実施したすべての活動で、「楽しかった」と回答した児童が「楽しくなかった」と回答した児童を上回ったが、「どちらでもない」と回答した児童が一番多い活動があった。

② 児童が主体的に行う活動（折り紙）では、活動の時間が「ちょうどよい」と回答した児童が多いが、受動的な活動（読み聞かせ、音楽鑑賞）では「長かった」と回答した児童が多かった。

③ 児童の多くが「楽しかった」と回答した活動でも、「短かった」と回答した児童はそれほど多くなく、児童にとって概ね1時間が限界と考えられる。

- ④ 児童が今後やってみたい活動は、音楽鑑賞、工作、プログラミングやパソコンが多く、保護者も概ね同様であった。
- ⑤ 放課後子ども総合プランの活動の回数を現状と同程度がよいと回答した保護者と、もっと多い方がよいと回答した保護者は概ね同程度であった。
- ⑥ 普段の活動と比べて準備が「楽」、「少し楽」と回答した従事者はほとんどいなかった。
- ⑦ 合同の体験活動は、年に1から3回が望ましいと回答した従事者が最も多く、次に年に4から6回が望ましいと回答した従事者が多かった。

(3) 令和4年度の活動に対する提言

- ① 合同の体験活動は放課後子ども教室の活動をベースに実施しているため概ね1時間程度で実施されているが、活動の内容によっては児童が飽きてしまうこともあるため、時間配分を検討すべきではないか。
また、児童が受け身になるのではなく、一緒に活動できるようになることが望ましい。
- ② 従事者の負担感の軽減に繋げられるよう、モデル事業等を通じて活動マニュアルの整備を検討すべきではないか。
- ③ 合同の体験活動を児童にとってよりよいものにするためには、単に児童に体験を与えるのではなく、児童が楽しむことができる内容を従事者・講師が一緒になって考え、工夫する必要がある。この活動を通じて、従事者・講師が意識を高めていくことが望ましい。
- ④ 講師謝礼について、放課後子ども教室のみで実施する場合と比べて規模が増加することや、総合プランならではの工夫が求められること等を踏まえて、増額を検討すべきである。

3. 令和4年度以降の事業計画について

(1) 導入スケジュール

年度	実施校数	実施校
令和3年度	2校	小牧・光ヶ丘
令和4年度	6校	小牧・三ツ渕・味岡・篠岡・小牧原・光ヶ丘
令和5年度	12校	令和4年度中に決定
令和6年度	16校	全小学校

(2) 運営委員会の開催

- ・ 年3回実施（さらに1回、合同の体験活動の視察）

(3) 協議会の開催

- ・ 年に1回、学校運営協議会にて放課後子ども総合プランの活動報告を行う。

(4) 基本的な実施方針

① 合同の体験活動の回数

基本は、学期に2回程度＋年に1回、本格的な体験活動

1学期	2学期	3学期
2回	2回 ＋本格的な体験活動1回	2回

② ボランティアの依頼先（参考）

- ・ 社会福祉協議会ボランティアセンター登録ボランティア
- ・ ワクティブこまき登録団体
- ・ 生涯学習市民講師（こまき市民文化財団）
- ・ 生涯学習のまちづくり出前講座

③ 参加児童

基本的に、放課後子ども教室登録児童は全員とし、児童クラブから参加する児童は、活動内容、活動場所に応じてその都度決める。

- ・ 放課後子ども教室の対象学年に児童クラブからの参加学年も合わせる。

A小学校											
放課後子ども教室						児童クラブ					
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
↓	↓	↓				↓	↓	↓			
合同の体験活動											
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6

- 児童クラブの対象児童が多過ぎる場合は、例えば1学期の1回目は3年生、1学期の2回目は2年生、2学期の1回目は1年生、本格的な活動は1年生から3年生まで全部、…のように割り振る考え方もある。

◎ 活動内容や場所を踏まえて、年間でバランスを取っていく。

④ 従事者

基本的に、放課後子ども教室の活動に児童クラブの一部の児童が加わる形となるため、普段の放課後子ども教室従事者に加えて、児童クラブから数名の職員が引率、児童対応等で従事する。

詳細は活動の都度、学校地域コーディネーターと児童クラブ所長で相談して決める。

⑤ 活動場所の借用

学校に対して、合同の体験活動を実施する際に体育館等を借用することを依頼する。(令和4年度の追加4校に対して依頼済)

⑥ 合同の体験活動に係る費用

・ 消耗品費

1校当たり、最大で18,000円

年に1回の本格的な活動分 6,000円

上記以外の合同活動分 2,000円×6回分

・ 講師謝礼(年に1回の本格的な合同活動)

最大で30,000円

・ 講師謝礼(上記以外の合同活動)

放課後子ども教室の通常の謝礼とは区分し、内容によって3,000円、5,000円のいずれかとする。

⑦ 費用徴収

放課後子ども総合プラン実施校になった場合でも、児童クラブ費及び放課後子ども教室徴収金の値上げは行わない。

⑧ 活動時の保険

・ 傷害保険

ア 参加児童

- ・ 児童クラブ・放課後子ども教室それぞれの傷害保険で対応

イ 放課後子ども教室従事者

- ・ 既存の傷害保険で対応

ウ 児童クラブ従事者

- ・ 治療費は労災保険で対応

・ 損害賠償保険

既存の損害賠償保険で対応（全国市長会）

※ 学校管理下でなければ、放課後子ども総合プランの活動において市に損害賠償責任が生じる場合は保険の対象になる。

⑨ 利用者への周知

放課後子ども総合プランを実施することを、新年度の利用決定時に通知する。（児童クラブ：2月頃、放課後子ども教室：5月頃）併せて、市ホームページに掲載する。